## 昭和三十二年政令第百五十二号 旅館業法施行令

八号)第三条第二項及び第四条第三項の規定に基 内閣は、旅館業法(昭和二十三年法律第百三十 構造設備の基準) この政令を制定する。

第一条 旅館業法(以下「法」という。)第三条 構造設備の基準は、次のとおりとする。 第二項の規定による旅館・ホテル営業の施設の 一客室の床面積は、七平方メートル(寝台

を置く客室にあつては、九平方メートル)以

帳場その他当該者の確認を適切に行うための するものを有すること。 設備として厚生労働省令で定める基準に適合 上であること。 宿泊しようとする者との面接に適する玄関 3

設備を有すること。 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の

模の入浴設備を有すること。 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規 に支障を来さないと認められる場合を除き、 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴

規模の洗面設備を有すること。 宿泊者の需要を満たすことができる適当な

適当な数の便所を有すること。

設備を有すること。 設備の内部を見通すことを遮ることができる るおそれがある遊技をさせるホールその他の 食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそ 客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲 トルの区域内にある場合には、当該施設から 定した土地を含む。)の周囲おおむね百メー る施設の敷地(これらの用に供するものと決 その設置場所が法第三条第三項各号に掲げ

条において同じ。) が条例で定める構造設備 特別区にあつては、市又は特別区。以下この の基準に適合すること。 その他都道府県(保健所を設置する市又は

施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。 平方メートルに当該宿泊者の数を乗じて得た 面積)以上であること。 泊者の数を十人未満とする場合には、三・三 法第三条第二項の規定による簡易宿所営業の (法第三条第一項の許可の申請に当たつて宿 客室の延床面積は、三十三平方メートル

二 階層式寝台を有する場合には、上段と下段 おおむねーメートル以上であるこ

> 設備を有すること。 適当な換気、採光、 照明、 防湿及び排水の

に支障をきたさないと認められる場合を除 の入浴設備を有すること。 き、宿泊者の需要を満たすことができる規模 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴

Ŧi. 規模の洗面設備を有すること。 宿泊者の需要を満たすことができる適当な

t 基準に適合すること。

二 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴 の入浴設備を有すること。 き、宿泊者の需要を満たすことができる規模 に支障をきたさないと認められる場合を除

規模の洗面設備を有すること。

適当な数の便所を有すること。

基準に適合すること。 その他都道府県が条例で定める構造設備の

あるものであつて、厚生労働省令で定めるもの 設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著 準に関して、厚生労働省令で必要な特例を定め ることができる。 については、前条第一項又は第二項に定める基 しく不便な地域にあるものその他特別の事情が

(利用基準)

ついては、次の基準によらなければならない。 の他の物件を旅館業の施設に掲示し、又は備善良の風俗が害されるような文書、図画そ え付けないこと。

二 善良の風俗が害されるような広告物を掲示 しないこと。

正当な理由のある者 特定感染症にかかつていると疑うに足りる (前号に掲げる者を除

ける結核のまん延のおそれがあると認め、

そ

の旨を告示した日

適当な数の便所を有すること。

その他都道府県が条例で定める構造設備の

の構造設備の基準は、次のとおりとする。 法第三条第二項の規定による下宿営業の施設 設備を有すること。 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の

宿泊者の需要を満たすことができる適当な

五. 四

(構造設備の基準の特例)

第二条 旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施

第三条 営業者は、旅館業の施設を利用させるに

|第四条 法第四条の二第一項第一号の政令で定め (法第四条の二第一項第一号の政令で定める者)

る者は、次に掲げる者とする。 特定感染症の症状を呈している者

第五条 法第四条の二第一項第一号ロの政令で定 める協力は、次のとおりとする。 (法第四条の二第一項第一号ロの協力)

で定める事項の確認の求めに応じること。 の営業者の指定する場所から出ないこと。 旅館業の施設においてみだりに客室その 体温その他の健康状態その他厚生労働省令 他

で定めるもの 力として法第五条の二第一項に規定する指針 公表又は基本的対処方針の内容」という。) 容(次条第二号において「特定感染症に係る 第一号に規定する新型インフルエンザ等のま 規定する基本的対処方針において同法第二条 二十四年法律第三十一号)第十八条第一項に 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 のとして公表した内容又は特定感染症に係る の予防若しくはそのまん延の防止に必要なも の規定に基づいて厚生労働大臣が特定感染症 という。)第十六条第一項その他の感染症法 (平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」 及び感染症の患者に対する医療に関する法律 に即して、法第四条の二第一項第一号ロの協 ん延の防止に関する措置として定められた内 前二号に掲げるもののほか、感染症の予防 第一条 この政令は、 1

(法第四条の二第一項第三号の協力)

第六条 法第四条の二第一項第三号の政令で定め る協力は、次のとおりとする。 第一項第三号の厚生労働省令で定める事項の 体温その他の健康状態その他法第四条の二

第七条 法第四条の二第二項の政令で定める感染 びその特定感染症国内発生期間) 二 前号に掲げるもののほか、特定感染症に係 (法第四条の二第二項の政令で定める感染症及 五条の二第一項に規定する指針で定めるもの 法第四条の二第一項第三号の協力として法第 る公表又は基本的対処方針の内容に即して、 確認の求めに応じること。

症は、結核とし、その特定感染症国内発生期間 での間とする。 は、第一号に掲げる日から第二号に掲げる日ま 基づく協力を求めなければ旅館業の施設におする者に対して法第四条の二第一項の規定に 向及び原因に関する情報並びに結核の予防に の規定により公表した結核の発生の状況、 必要な情報を踏まえ、営業者が宿泊しようと 厚生労働大臣が、感染症法第十六条第一項 動

二 厚生労働大臣が、 なくなつたと認め、 前号に規定するおそれが その旨を告示した日

#### (施行期日) 抄

この政令は、公布の日から施行する。 三号) 附則 抄 (昭和四五年七月六日政令第二一

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

(平成一二年六月七日政令第三〇

九号) 附則 抄

成十三年一月六日)から施行する。 (平成十一年法律第八十八号) の施行の日 (平 (施行期日) この政令は、内閣法の一部を改正する法律

二九号) 附 則 (平成一四年一一月七日政令第三 抄

(施行期日)

行する。

平成十五年四月一日から施

(施行期日) 附 四〇七号) 則 (平成二三年一二月二一日政令第 抄

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日 (旅館業法施行令の一部改正に伴う経過措置) 施行する。

第五条 第六条の規定の施行の日から起算して一 基準は、当該保健所を設置する市又は特別区が る都道府県が同号の規定に基づき条例で定める 又は特別区の条例が制定施行されるまでの 項第十一号の規定に基づく保健所を設置する市 る改正後の旅館業法施行令(以下この条にお 年を超えない期間内において、同条の規定によ 同号の規定に基づき条例で定める基準とみな は、当該保健所を設置する市又は特別区の属す て「新旅館業法施行令」という。)第一条第一

2 超えない期間内において、新旅館業法施行令第 区が同号の規定に基づき条例で定める基準とみ める基準は、当該保健所を設置する市又は特別 属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定 の間は、当該保健所を設置する市又は特別区の する市又は特別区の条例が制定施行されるまで 一条第二項第十号の規定に基づく保健所を設置 第六条の規定の施行の日から起算して一年を

3 超えない期間内において、 第六条の規定の施行の日から起算して一年を 新旅館業法施行令第

属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定の間は、当該保健所を設置する市又は特別区の 区が同号の規定に基づき条例で定める基準とみ める基準は、当該保健所を設置する市又は特別 する市又は特別区の条例が制定施行されるまで 一条第三項第七号の規定に基づく保健所を設置

超えない期間内において、新旅館業法施行令第一第六条の規定の施行の日から起算して一年を 区が同号の規定に基づき条例で定める基準とみ める基準は、当該保健所を設置する市又は特別 属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定 の間は、当該保健所を設置する市又は特別区の する市又は特別区の条例が制定施行されるまで 条第四項第五号の規定に基づく保健所を設置

# 四一二号) (平成二六年一二月二四日政令第

(施行期日)

日から施行する。 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の

### 附 則 五三号) (平成二七年六月二四日政令第二 抄

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。 附則 (平成二七年一一月一三日政令第

する。 行の日(平成二十八年六月二十三日)から施行 正化等に関する法律の一部を改正する法律の施 この政令は、風俗営業等の規制及び業務の適 三八二号)

# 附 平成二八年三月三〇日政令第九

この政令は、 **八号**) 平成二十八年四月一日から施行

#### 号) 附 則 (平成三〇年一月三一日政令第二

(施行期日)

する。 の施行の日(平成三十年六月十五日)から施行。この政令は、旅館業法の一部を改正する法律

正する法律による改正前の旅館業法(以下「旧2 この政令の施行の際現に旅館業法の一部を改 する旅館営業を営んでいる者がその営業の用に る許可を受けて旧旅館業法第二条第三項に規定 旅館業法」という。) 第三条第一項の規定によ (経過措置)

> 令第一条第一項に規定する旅館・ホテル営業の り、第一条の規定による改正後の旅館業法施行 施設の構造設備の基準に適合するものとみな 旅館営業の施設の構造設備の基準に適合する限 正前の旅館業法施行令第一条第二項に規定する 供している施設については、平成三十年十二月 十五日までは、引き続き第一条の規定による改

### 三〇号) 則 (令和五年一一月一五日政令第三

附

年十二月十三日)から施行する。 法等の一部を改正する法律の施行の日(令和五 の継続に資する環境の整備を図るための旅館業 この政令は、生活衛生関係営業等の事業活動